

2011 年 5 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社みずほフィナンシャルグループ
代 表 者 名 取締役社長 塚本 隆史
本店所在地 東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 1 号
コード番号 8411（東証第一部、大証第一部）

会 社 名 株式会社みずほ銀行
代 表 者 名 取締役頭取 西堀 利
本店所在地 東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 5 号

システム障害に関する行政処分について

本日、株式会社みずほフィナンシャルグループおよび株式会社みずほ銀行は、先般のシステム障害に関しまして、金融庁より業務改善命令を受けました。

東日本大震災発生後、日本全体が困難な状況にある中、お客さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変ご迷惑をおかけいたしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

当社グループといたしましては、再びこうした事態を起こすことのないよう改善・対応策を着実に実行するとともに、皆さまにご信頼いただけるよう、「お客さま第一主義」の原点に立ち返り、全役職員が一丸となって取り組んでまいります。

なお、具体的な「改善・対応策」につきましては、後日、改めて公表いたします。

記

○業務改善命令の内容

【みずほフィナンシャルグループ】(銀行法第52条の33第1項)

1. 当社が策定した業務改善策を速やかに実行すること
2. 本処分を受けて、更なる業務改善策の必要性を検討すること。必要な改善措置がある場合には、その改善計画を策定すること。その上で、その改善計画を速やかに実行すること
3. みずほ銀行のシステムリスクの総点検の結果を検証し、みずほグループとしての改善策を策定・実行すること
4. システム戦略の見直し
5. グループ会社の管理態勢の強化・人事管理態勢のあり方の見直し
6. 責任の所在の明確化
7. 上記を実施するための改善計画等を提出(6月末期限)の上、実施状況を定期的に報告すること

【みずほ銀行】(銀行法第26条第1項)

1. 当行が策定した再発防止策を速やかに実行すること
2. 本処分を受けて、更なる再発防止策の必要性を検討すること。必要な改善措置がある場合には、その改善計画を策定すること。その上で、その改善計画を速やかに実行すること
3. システムリスクの総点検を行った上で、必要な改善計画を策定の上、実行すること
4. 顧客対応に万全を期すこと
5. 経営責任の明確化
6. 上記を実施するための改善計画等を提出(6月末期限)の上、実施状況を定期的に報告すること

以 上